

〈育児休業手当金請求額試算シート〉*提出の必要はありません。

入力してください。(3か所)

標準報酬月額	260,000
育児休業開始日	H30.4.1
育児休業手当金終了日	H31.2.2

180日到達日	H30.9.27
給付総日数	220日

この日まで67%

手当金請求額

給付総額 1,559,361円

1. 標準報酬日額を算出します。

(標準報酬月額) (標準報酬日額)
 $260,000 \text{円} \times 1/22 = 11,820 \text{円}$ (10円未満四捨五入)

○育児休業開始から180日に達するまで、支給率67%

2. 給付日額を算出します。

H30.4.1 から
H30.9.27 まで

(標準報酬日額) (給付日額) **A**
 $11,820 \text{円} \times 67/100 = 7,919 \text{円}$ (円未満切捨て)

* 給付上限相当額

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) $\times 30 \times 67/100 \times 1/22$

$14,910 \text{円} \times 30 \text{日} \times 67/100 \times 1/22 = 13,622 \text{円}$ (円未満切捨て) **B**
 毎年8月に金額の改定があり、共済組合からお知らせします。

3. 給付額を算出します。

(給付日額) (休業日数) 給付額(請求金額)
 $7,919 \text{円} \times 129 \text{日} = 1,021,551 \text{円}$

AかBのいずれか低い方

○181日目から終了まで、支給率50%

2'. 給付日額を算出します。

H30.9.28 から
H31.2.2 まで

(標準報酬日額) (給付日額) **A'**
 $11,820 \text{円} \times 50/100 = 5,910 \text{円}$ (円未満切捨て)

* 給付上限相当額

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) $\times 30 \times 50/100 \times 1/22$

$14,910 \text{円} \times 30 \text{日} \times 50/100 \times 1/22 = 10,165 \text{円}$ (円未満切捨て) **B'**
 毎年8月に金額の改定があり、共済組合からお知らせします。

3'. 給付額を算出します。

(給付日額) (休業日数) 給付額(請求金額)
 $5,910 \text{円} \times 91 \text{日} = 537,810 \text{円}$

A'かB'のいずれか低い方